

次のとおり契約の相手方等について公告します。

平成18年4月25日

京都市長 梶本 頼兼

[掲載順序]

①物品の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ③随意契約の相手方を決定した日 ④落札者の名称及び所在 ⑤契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦随意契約の場合は、随意契約によることとした理由

①市民窓口課端末機器及びバックアップシステムサーバ（区役所サーバ）の賃借 ②京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ③平成18年4月1日 ④日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤238,772,520円 ⑥随意契約 ⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

①市民窓口課外国人登録用端末機器の賃借 ②京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ③平成18年4月1日 ④日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤35,566,020円 ⑥随意契約 ⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第10条第1項第1号及び第2号

①住基ネットワーク端末機器の賃借 ②京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 ③平成18年4月1日 ④日本電子

計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤75,021,660 円 ⑥随意契約 ⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

①証明書発行コーナー端末機器及び土曜開所用バックアップシステムサーバの賃借
②京都市文化市民局市民生活部区政推進課 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 ③平成 18 年 4 月 1 日 ④日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号 ⑤57,729,420 円 ⑥随意契約 ⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号

(文化市民局市民生活部区政推進課)